

日本占領期ビルマ・ピャーポン県 における兵補動員

岩 城 高 広

はじめに

2021年2月、ミャンマーでは、前年におこなわれた総選挙の不正を主張する軍部がクーデタをおこし、みずから統治機関を設置して権力を掌握した。民意に反するクーデタは、大規模な抗議運動をまねいたが、軍部は抗議する人びとを容赦なく弾圧し、これまで民間人をふくめ4,200人あまりが犠牲になったとされる¹。

ミャンマーでは、2011年の民政移管以降、経済成長や民主化・自由化が進むことへの期待が高まっていたが、今回のできごとによって、軍部の強権性、暴力性があらためて認識された。ミャンマーにおける軍部の位置について、一方では権威主義体制や政軍関係の視点、軍部が関与するビジネスなどの問題が提起されている。他方で、この機会に、歴史的な視点から軍部の存在を考えてみることに意味があるだろう。

現在のミャンマー国軍の起源は、英領ビルマにおける反英独立運動にさかのぼる。独立運動の中心的担い手であったタキン党への日本軍の支援をきっかけに、武力組織（BIA : Burma Independence Army）が結成され、1942年1月、日本軍とともにビルマへ進撃した。武島良成氏は、2022年の論考のなかで「日本軍が育てたビルマ独立義勇軍（BIA、後にビルマ国軍）は、ビルマへの侵攻時から、インド人やカレン人の殺害に手を染めていた。（中略）少数民族や非戦闘員の殺害、文民政府の攻撃は、まさに今、ビルマ国軍が行っていることである。それを、「日本軍に仕込まれたからだ」と決めつけるのは早計だが、どの程度関係があるのか、特に日本人は考えなければならぬ」と述べている²。同氏はまた、日本占領期東南アジアを対象とした研究が、近年かならずしもさかんでない状況を述べたうえで、その理由のひ

とつとして、現地（アジア）住民の戦争被害への関心が低調なことをあげている³。このような指摘をふまえると、軍部の問題に限定せずとも、ミャンマー（ビルマ）における植民地支配や日本軍占領の歴史を見直す作業の今日的意義を見いだせよう⁴。

そこで小稿では、ビルマの日本軍占領期（1942～45年）に、現地住民から募集された兵補をとりあげ、おもに現地に残る史料に依拠しながら、ひとつの県の事例にしぼって動員過程を詳述する。これにより、日本軍の動員政策によって、現地社会がどのような影響をこうむったのかを明らかにする。小稿のめざすところは、現在の軍部に直接かわるものではないけれども、ビルマの人びとにとって、日本軍による占領あるいはアジア太平洋戦争が、いかなる歴史的経験であったのかを考える一助となることである。

兵補とは、文字どおりには日本軍の補助兵力をいう。兵補は、東南アジア占領地の現地青年層から募兵され、多くの場合、補給や建設などの後方支援任務に従事したとみられる⁵。1940年代初め、東南アジア各地を占領し、軍政を開始した日本軍は、占領地を維持しつつ、現地部隊が自活しながら戦争を継続していくために、占領地の人的・物的資源を広範に動員した。兵補制度は、1942年のなかごろ、現地青年を兵力として利用する目的で始まった。1943年4月には、「兵補規程施行細則」という詳細な規程が整えられたが⁶、戦局や各占領地の事情によって、兵補の募集や任務には違いがあった。

小稿の考察手順はつぎのとおりである。第1節で先行研究を概観しつつ研究の意義を確認する。第2～3節では事例として、ラングーンの南西に位置するピャーボン県（当時）における動員過程（1943～44年）とそこで生じた問題を述べる。そして最後に、ビルマ側からみた兵補動員の歴史的意味について考える。なお小稿の主要部分は、拙稿“*Heiho (兵補) Mobilization and Local Administration in the Japanese Occupation Period: The Case of Pyapon District*”にもとづくものである⁷。

1. 先行研究における兵補制度の評価

はじめに、ビルマ以外の地域を対象とした研究をみると、インドネシア

(オランダ領東インド)の兵補をあつかった研究が重要である。それによると、70,000人以上が兵補として動員されたこと、兵補が兵力ではなく、労務者と同等の存在とみなされていたこと、兵補自身のバックグラウンドにより、インドネシアないしオランダへの帰属意識が強化される歴史的経験となったことなどが論じられている。このように、制度面や動員体制からのアプローチのみならず、当事者の視点にたった歴史と記憶の問題にもふみこんだ議論がみられる⁸。

つぎに、ビルマにおける兵補にしほって、どのようなことが論じられているかをみてみよう。ビルマ人兵補についての専論はみあたらないが、兵補として動員された者の数については、ギーヨウが約15,000人⁹、太田常蔵が少なくとも10,000人という数字をあげている¹⁰。ギーヨウは、ビルマにおける戦時動員組織を、つぎの6つのカテゴリーに分けて整理している。すなわち、政治的なもの(ド・パマー・スィンイエーダー党など)、軍事的なもの(ビルマ国民軍など)、社会厚生にかかわるもの(東亜青年連盟など)、文化的なもの(ビルマ作家連盟など)、経済的なもの(信用組合など)、および労働にかかわるものである。このうち兵補は労働にかかわるもので、「汗の軍隊」(泰緬鉄道建設奉仕隊などの労務要員。当時このように呼ばれた)と同様の組織であったとしたうえで、兵補とは本質的に「軍事上の労働力」(military labor)であって、バモー(Ba Maw)政権下のビルマ国民軍(BNA: Burma National Army)と比べると、青年たちの関心は低調であったと述べている¹¹。

ギーヨウ、太田の文献はいずれも1960年代のものであった。その後の研究は、植民地ナショナリズムへの関心から、ビルマのナショナリストと日本との関係、日本軍政がビルマ独立(1948年)にどのようなインパクトをもったか、といった政治史的な領域で進展したため、兵補をふくめた動員体制のありようや現地社会に与えた影響について具体的に論じたものはほとんどない。その背景には、外国人研究者の場合、現地での調査や文書館の利用などに大きな制約を受けることが多く、調査研究を進めるための条件が東南アジアの他地域よりもきびしかったことがあげられよう。動員体制を現地社会との関係で明らかにしようとするれば、ビルマ現地に残された史資料を調査する

必要があるからである。しかし、こうした制約は、1990年代以降緩和され、小稿でもその一部を参照するように、個別研究も充実してきた。

一方、ビルマ国内の歴史研究をみると、日本占領期は主要な研究テーマのひとつである。研究の蓄積はそれなりにあるものの、やはりナショナリズムと独立運動、ビルマと日本との関係といったテーマが主流を占めていたといっていよい。

以上のように、日本占領期ビルマの地方社会において、現地住民を対象とした、兵補をふくむ動員がどのようにおこなわれたのか、あるいは動員過程でいかなる問題が生じていたのかという点については、これまでほとんど明らかになっていない。これらを部分的にもせよ解明できれば、諸種の動員政策がビルマ社会にもたらした影響のみならず、たとえば兵補として戦争にかかわった人びとの記憶、歴史的経験をめぐる問題を考えるための基礎的知見を提示することにつながるだろう。

小稿では、ひとつの県の事例を具体的にみていくが、個別事例に集中することによって、兵補制度の全体像や兵補と他の動員政策との関係がみえにくくなるという問題も残る。戦時のビルマ社会に、動員政策が与えた影響を検証しようとするれば、兵補だけを他から切り離すデメリットは否定できない。後述するように、ピャーボン県においても、1943年から44年にかけて、兵補以外にビルマ国民軍への募兵、泰緬鉄道建設奉仕隊の募集がつぎつぎにおこなわれている。地方社会・住民にとっての動員政策の意味を考えようとするならば、これらを総体として把握する作業も必要だろう。この点については今後の課題としたい。

史料

小稿における主要な依拠史料は、ピャーボン県役所総務部（General Affairs Department of the Office of the District Commissioner, Pyapon）で作成された行政文書である。総務部は、中央政府の内務省につらなる部局である。兵補にかんする一連の文書から、以下のような情報を得ることができる。すなわち、募集計画の策定と実施、県知事以下の行政官の通達や覚え書き、担当者が参照した志願者リスト、逃亡者リスト、日本軍当局からビル

マ政府側への文書の写しなどである。現在、これらの文書は、ミャンマー国立公文書館にて閲覧することができる。このほか、現地で刊行された新聞、筆者が入手した各種宣伝ビラなどを利用した¹²。

2. ピャーボン県における兵補募集過程と動員体制

ビルマにおける兵補制度の概要

ビルマにおいて、兵補の大規模募集が始まったのは、1943年4月ころのことと考えられる。おそらくこれに呼応して、当時ビルマで刊行されていた『ビルマ新聞』（邦字紙）や*Greater Asia*（英字紙）には、兵補関係記事がいくつか掲載されている¹³。1943年4月から10月の間をみると、前者が2本、後者は6本であった。また、日本軍当局は、ビルマ人募兵担当者向けに、兵補制度について説明したパンフレットを配付している¹⁴。

これらが強調するのは、兵補は、日本兵と同じく、日本軍を構成する「一人前のメンバー」であること¹⁵、兵補として入隊した者は、日本軍のなかでさまざまな教育・訓練を受けるメリットを得ることなどである。たとえば、*Greater Asia*に掲載された記事には、ビルマ人にとっての兵補制度の意義が、つぎのように説明されている。

ビルマの青年たちを日本軍の部隊において教育、鍛錬することにより、新しいビルマ国家の再建という責務の重みに耐えられるようになるであろう¹⁶。

このような宣伝内容から示唆されることは、一方で兵補は、「一人前」であることをうたいながら、他方で、日本軍によって指導される存在であるとしている点である。軍隊という組織である以上、新兵にたいする指導・教育は当然のことであるとしても、日本がビルマにたいする指導者、すなわち上になつ存在であることが前提になっている。

1944年2月、日本側は「兵補規程施行細則」を改定して、ビルマ政府に伝えた。この改訂版は、「独立」したビルマの状況に対応して、円滑に兵補

募集をおこなう目的で作成されたものと思われる¹⁷。この改訂版を、ビルマ側に送達する際の文書には、兵補募集にあたって、ビルマの地方政庁とその行政官の協力が不可欠であること、日本軍が印刷した、現地青年向けの通達、宣伝ポスター、願書（採用願）を、地方政庁が責任をもって配布することが強調されている。

「兵補規程施行細則」とビルマで作成された改訂版との間に、大きく異なる点はない。ただし、後者によると、志願者が16歳から30歳までのビルマ国民とされ、年齢が前者の定めるところより2歳引き下げられている¹⁸。志願者は、町や村の政府機関に履歴書とともに採用願を提出したあと、身体検査、健康診断、適性検査を受けた¹⁹。合格者が正式に兵補として採用されると、入隊後2年間は服務することがもとめられた²⁰。

ピャーボン県における兵補募集

ピャーボン県は、ヤンゴン（ラングーン）の南西、直線距離にして約80キロのエーヤーワディー（イラワジ）・デルタと呼ばれる低地に位置している。イギリス植民統治期、この地域では水田の開発が進み、内陸部より移住してくる人びとにとってのフロンティアであった。20世紀に入ると、農業労働者などとしてインドからの移民も増え、人口が急速に増加した。人口は、20世紀初頭では約226,000人であったが²¹、日本占領期の直前、1941年には約385,000人となった²²。

日本占領期のピャーボン県は、大きくピャーボン郡、ボーガレー郡、チャイラッ郡、デーダイエー郡の4郡から成り、各郡はまた中心となる町（ピャーボン、ボーガレーなど）と村落部とから構成されていた。ピャーボンの町には県役所がおかれ、県知事(district commissioner)が行政全般を指揮した²³。県知事のもと、郡長(township officer)や村長(village headman)が、末端の行政を担っていた。

兵補募集は、もっぱら県レベルの行政に関わる業務であった。県知事が兵補募集の要請を受けると(後述するように、日本軍の募兵担当者が県を訪れ、ビルマ側に要請することが多かった)、知事は各郡長にたいし、各郡の人口に応じて集めるべき志願者数を割り当てた。郡長は、配下の村長にたいし、

さらに割り当てをおこなった²⁴。県レベルで募集された兵補志願者は、要請された人数を上回る必要があった。兵補は適性検査によって選抜するたてまえになっていたからで、例えばある県で100名の兵補を選抜する場合、150から200名の志願者を募集することになる。

エスカレートする募兵

上述したように、ビルマにおける兵補募集は、1943年4月に始まった。おそらくはこれに対応して、ボーガレー郡とチャイラッ郡で34人の兵補が選抜された²⁵。その後、1944年まで兵補募集についての情報は得られない。他方でこの時期には、泰緬鉄道建設奉仕隊募集が大規模におこなわれていたことに注意する必要がある。日本側史料によれば、ピャーボン県全体で、1943年3月から4月までに、約2,200人の労働者が動員された(付表「ピャーボン県における兵補、泰緬鉄道建設労働者、ビルマ国民軍新兵募集関連記事(1943～44年)」を参照)²⁶。兵補募集は、1943年末に再開されたが、これはおそらく、戦局が日本軍にとって悪化しはじめていたため、部隊業務や防衛に従事する人員の確保に迫られたことなどが関係しているよう。

1943年12月日本軍司令官は、下ビルマ諸県より450人の兵補を募集することを計画し、ビルマ政府協力相に協力を要請した²⁷。1944年1月、日本軍の担当者が、ピャーボン県を訪れ、計60人のビルマ人(カレン人を含む)兵補を選抜するよう要請した²⁸。そこで県知事は、150人の志願者を募集することとし、以下のように各郡に割り当てた。すなわち、ピャーボン郡から30人、ボーガレー郡から45人、チャイラッ郡から45人、デーダイエー郡から30人である。募兵活動と検査の結果、71人の兵補が選抜された。

1944年3月から4月にかけて、220人のビルマ人と95人のカレン人兵補を選抜するよう、再び県に要請があった。募集はこれまでと同様におこなわれたが、今回は村長にたいして、カレン人有力者(*kayin lu kyí*)と協議、協力するよう指示があった。県内のカレン人は相当数にのぼり、動員する側からみれば、重要な人的資源であった。しかし、村落部においてカレン人は、ビルマ人とはべつの集落を形成して居住しているケースも多かったため、カレン人有力者とコンタクトをとる必要があったのだろう²⁹。結局、計178人

の志願者中、124人が兵補に選抜された³⁰。

まとめると、1944年1月の時点では、割り当てを11人上回る人数を送り出していたものの、4月の段階で、すでに割り当てを充足できなくなっていたことがわかる。このあと、雨季に入る5月から8月までの間、兵補募集の記事は途絶えるが、ビルマ国民軍の募兵が、6月と8～10月にかけての2回各地で実施された。ピャーボン県においても、124人の新兵が、ラングーンへと派遣されている³¹。

ラングーン兵補とピャーボン兵補

兵補募集は1944年末にかけて再開されたが、それはかなりの要求をとまなうものであった。要求は2つの部分からなっていた。ひとつは、チャイラックにおける4か月間の訓練を経て、もっぱらピャーボン県の防衛任務に従事する兵補である（以下、これを便宜的にピャーボン兵補と呼ぶ）。いまひとつは、直訳すると「労働者兵補」(*alok thama heiho*)として史料中にあらわれるもので、ラングーンへ送致のあと同地で何らかの労役に従事する兵補である（以下、ラングーン兵補と呼ぶ）。「労働者兵補」というのは、兵補が兵力であって労働力とは異なるという定義に照らせば、それ自体矛盾した呼称である。しかし、このように、防衛任務にあたる兵補とならんで労役を担う兵補が出てくるとは、兵補の性格についての示唆を含んでいる。第1節でふれたように、先行研究では、兵補とは事実上、労働力であったとの指摘がなされているからである。これは、ピャーボン県の事例にも、おおむね該当するといえよう。

はじめに、ラングーン兵補について述べると、1944年11月に県知事代理が経緯を記した文書が残されている。それによると、ラングーンにいる労働者を支援する目的で、ピャーボン県にたいして計700人のラングーン兵補を派遣せよという内容の、日本軍当局からの要請があり、9月にすでに385人が送致されたという。しかし、日本側は県知事にあてて、派遣された者の多くが逃亡したり、不適格であったりしたため、ラングーンに実際にとどまっているのは約100人に過ぎないと報告するとともに、募兵担当の日本軍将校が県を訪れ、もともとの要求を充足するよう、11月末までにさらに600人を

出してほしいと求めた。これに応ずるかたちで、県幹部は、ピャーボン郡から125人、ボーガレー郡から175人、チャイラッ郡から175人、デーダイエー郡から125人とする再度の割り当てをおこなった³²。しかしながら、期限が日本側によって2度にわたって延長されたにもかかわらず、県側は要求を満たすことができなかった。

志願者を集めることができなかったひとつの理由は、同時期のピャーボン兵補募集が関係していたと考えられる。ピャーボン兵補に関しては、県知事による募兵のための覚書（1944年11月14日付）が残されている。

4か月間の兵補訓練コースが、1944年12月1日より、チャイラッで始まる予定である。日本軍は、このコースのために、180人の選抜された兵補をもっている。訓練修了ののちには、新兵たちは任務のためピャーボン県外へ送致されることはなく、もっぱら県内で、マハー・バマーの人びとの家庭の団欒を守ることになる³³。

このように、県内での防衛任務を強調したあと、覚書は郡ごとの割り当てにふれている。

志願者にたいする検査はきわめて厳格におこなわれ、体格がよく、身体能力に優れ、健康であることが要求される。県としては、以下に示す各郡の割り当てにもとづいた志願者を、最小限出さなくてはならない。すなわち、ピャーボン郡から80人、ボーガレー郡から100人、チャイラッ郡から100人、デーダイエー郡から80人である³⁴。

しかし、募兵活動は、目標の360人にたいし118人の志願者を集めたに終わった。日本側は、結果に不満を表明したばかりか、さらに300人の志願者を要求した。12月はじめ、県幹部は各郡にたいする割り当て原案を作成した。すなわち、ピャーボン郡から65人、ボーガレー郡から85人、チャイラッ郡から85人、デーダイエー郡から65人である。作成者は、県知事にたいし「われわれはランゲーン兵補の募集にまだとりかかっていない。それゆ

え、県兵補〔ピャーボン兵補—引用者〕というさらなる募集に割ける時間はあまりにも少ない」とも書き送っている³⁵。

1944年の終わりまでに、県は一方で計約500人のピャーボン兵補、他方で計600人のラングーン兵補を動員するよう要求されていた。幹部たちはなんとかしてこの負担をきりぬけようと力を注いでいたと思われる。ラングーン兵補の募集にあたって、県知事は部下をつぎのように激励している。「それぞれの割り当てを充足するよう最後にして最大の努力をかたむけるべし。これを完遂できなかった者は、〔日本〕軍当局のなすがままにされてしまうだろう」と³⁶。二重の割り当てに直面して、ピャーボン郡では、ピャーボン兵補募集のために、町の民防衛組織（Town's Civil Defense Organization）のメンバーから60人を出し、県知事が残りの20人について責任をもつこととする一方、ラングーン兵補募集のために、町の住民から20人、村落部の住民から100人を動員して対応することが決められた³⁷。

以上を要するに、ピャーボン兵補の場合、要求は1944年末に向けてピークに達しており、県側はその時点でまったく要求に応じられなくなっていた。また、自発的応募を待っていたは志願者数を充足できないという状況下、要求がくるたびに、郡ごとの割り当てが作成されて募兵が実施されていた事実は、県から郡、さらには郡から村という上意下達的な住民動員体制によって、兵補のリクルートが支えられていたことを示している³⁸。これまでみてきたとおり、日本軍からの度重なる要求は、ビルマ側の対応能力を上回るものであった。

3. 住民の対応

兵補動員にたいして現地の住民たちはどのように対応したのであろうか。残念ながら、小稿が依拠した文書からは、ほとんど情報を得ることができない³⁹。それでも、募兵の過程で生じた問題を記録した文書からは、逃亡者の存在や町村レベルの募兵責任者が直面した困難のうかがい知ることができる。本節では、はじめに逃亡者の問題をとりあげ、ついで県知事のもとに届けられた部下からの報告を紹介する。

募兵を担当した行政官にとって、もっとも重要だったのは、逃亡者の問題だったといえる。兵補やその志願者は、公共機関で検査を待っている間、あるいは兵補訓練所で訓練を受けている間、しばしば逃亡した。募兵への努力が懸命になされていた1944年12月には、逃亡者についての報告とそのリストが作成されている⁴⁰。

県の行政官たちは、募兵責任者として逃亡者には厳しく対処しなければならなかった。県知事は村長にたいし、逃亡者が村へもどってきたなら、県役所へ出頭させるようにと指示した。さらに、逃亡者が捕らえられない場合には、もっとも近い親族を出頭させる召喚状を用意していた⁴¹。この召喚状がどの程度の実効性をもつものであったかは不明であるが、こうした手段がとられたこと自体、かなりの数の逃亡者があったことを反映しているといえよう。

つぎに、1944年10月、県から募兵の命令を受けていた、デーダルという村の村長は800チャットの現金とともに県知事に次のような報告を送った。村長は、自分に与えられた5日間の猶予のうちに兵補を探すのは困難であり、その埋め合わせとして現金を送付したと説明している。村長はまた、もし現金を受けとってもらえないなら、募集期間を延長してほしいとも述べている。結局、県知事は現金を送り返すとともに、4人募兵する同意を村長からとりつけた⁴²。

さらに、1944年12月、県知事はデーダイエーの町長（*myo paing*）からつぎのような要求を受けとった。町長の説明するところでは、兵補募集の費用は、町の基金によってまかなわれていたが、基金は底をついてしまった。町長は、ビルマ政府が日本側から財政的支援を受けているなら、募兵を成功させるためにも、すぐに資金を送るよう県にもとめたのである⁴³。

上述した事例が広範なものであったかどうかを明らかにするには、さらなる検証が必要である。しかしピャーボン県についていえば、兵補募集過程において逃亡者が続出したのは、度重なる動員のもたらす負荷を回避するため、動員される側がとった戦術と解釈することもできよう。すでにふれたように、ピャーボン県の住民は、泰緬鉄道建設奉仕隊、ビルマ国民軍などの動員を経験しており、兵補募集もこれらとともに課された負荷であった。住民

の立場からすれば、累積する負荷への対応として、最も手っ取り早い手段が逃亡であったといえる。くわえて、募兵する側にあった村長も、窮地に立たされるケースがあったことがうかがわれる。一方で上からの要求を全うする義務と、他方で地方社会における人力の不足や志願者の逃亡などとの板ばさみになったためだと推測される⁴⁴。

結びにかえて

これまでに述べてきたことは、あくまでひとつの県の事例にとどまる。本来ならば、他県の事例と比較、あるいは日本側史料とつきあわせるなどして、兵補制度の展開について議論を深める必要があるが、残念ながら、ピャーボン県の文書に比肩しうる史料を、筆者はこれまでのところ見出せていない。それゆえ、日本占領期ビルマにおける兵補あるいは兵補制度について、まとまった評価をする段階にはいたっていないが、ひとまず以下の3点を確認して、結びにかえたいと思う。

第1に、ピャーボン県の文書は、全体として、兵補募集が、自発的な志願というよりも上意下達的な住民動員体制を利用してなされていたことを示すものであった。要求に直面した県幹部にとっては、これしか採るべき方策はなかったことも事実であろう。しかしながら、これによって末端の募兵現場における問題は深刻化していったに違いない。金銭を納めることによって任務を免れようとする村長の存在、いったん動員された者の逃亡などは、その発現と考えられる。

第2に、ラングーン兵補の存在が示すように、兵補の大部分は労働力として動員された可能性がある。しかし同時に、防衛任務にあたるピャーボン兵補も、1944年末まで募兵されていた事実にも着目すべきであろう。ピャーボン県の事例は、兵補の実態が労働力であったという見方の一面性を示唆していると考えられるからである。別言すれば、戦争末期にいたるまで2種類の兵補が存在したことを確認しておく必要がある。これは、現地住民の歴史的経験を再構成するような場合にも、留意すべき点であると考えられる。兵補の定義は補助「兵力」であるが、ラングーン兵補（労働者兵補）と

して動員された者にとっては、労務要員とかわらない経験になったはずだからである。

3点目として、現地住民・社会がこうむった被害、影響について考える場合、動員体制を指揮した県知事（場合によっては村長など末端の責任者）の役割を視野に入れる必要があるのではないかということである。

これまでみてきたように、関連文書からは、日本側からのたびかさなる要求に、なんとかして応じようとする、ビルマ側の姿勢が伝わってくる。しかし、県知事以下の担当者たちもまた、第3節でみたような、末端の責任者の申し出などから、地方社会の状況を把握し、動員が困難であることを、多かれ少なかれ認識していたことは想像に難くない。だとすれば、それにもかかわらず、県知事たちが要求に応えようとしつづけたのは、どのような理由によるのだろうか。

ここで想起されるのは、さきに引用した、県知事による1944年の覚え書きのなかの一文、すなわち「これ[募兵割り当て]を完遂できなかった者は、[日本]軍当局のなすがままにされてしまうだろう」である。ここからうかがえるのは、募兵業務にとりくみつづけることで、「独立」ビルマの行政がビルマ人によって管掌されていることを示そうとしたのではないかということである。以下、推測によらざるを得ないところもあるが、最後にこの一文のもつ意味について付言したい。

1943年の「独立」は、日本側との秘密協定の存在が示すように、主権国家としての独立とは異なるものであった。戦争は継続しており、日本軍はビルマ国内に駐留、連合国軍側の反撃も激しさを増していた。「独立」ビルマ政府は、再び他国の奴隷（英国の植民地）とならないためには、日本とともに勝利にむけて戦わなければならないと宣伝していた。このような状況のもとで、県知事のような立場のビルマ人は、兵補が「日本軍」の補助兵力という性格をもつかぎり、日本側が県にたいして直接要請にくることを、自分たちへの干渉ととらえた可能性はあるだろう。その場合、「独立」国家という理屈に照らせば、要求の軽減、回避を模索することもできたかも知れない⁴⁵。しかし、兵補動員の責任者であったピャーボン県知事は、要求に対応することに終始した。もとより一地方行政官という立場上、正面から異議を唱える

ことは現実には困難であったという事情もあるだろうが、県知事にとっては、要求に応じること、すなわち「独立」国家の対応能力を示すことによって、対等な存在であることを相手に認識させなければならないと考えていたのかも知れない。

ただし、上述した解釈にそれなりの妥当性が認められるとしても、動員体制がもたらした影響という観点からすると、県知事の判断によって過重な負荷が現地社会におしつけられたことは否めない。よって今後は、「独立」ビルマの戦争協力を背景とした、ビルマ側行政官の役割と現地社会における戦争被害との関係についても検討を進めていく必要があるだろう。

付表

ビャーボン県における兵補、泰緬鉄道建設労働者、ビルマ国民軍新兵募集関連記事
(1943～44年)

一連番号	種別	年月	記事	ビャーボン県				備考 (出典、内容、関連記事など)
				ビャーボン郡	ボーガレー郡	チャイラッ郡	データイエー郡	
1	▲	43年3月	泰緬鉄道建設奉仕隊(第1期)	1,394人(割当1,000人)				出典：『緬甸軍政史』
2	●	43年4月	「兵補部隊のために集めた人員リスト」(ボーガレー、チャイラッ郡のみ)	—	34人	—	—	出典：NAD 3879。村名、村長名、志願者数(各村1～2人で総計34人)のリスト。
3	▲	43年5月	泰緬鉄道建設奉仕隊(第2期)	473人(割当1,000人)				出典：『緬甸軍政史』
4	▲	43年7月	泰緬鉄道建設奉仕隊(第3期)	369人(割当700人)				出典：『緬甸軍政史』
5	○	43年12月	44年1月下旬、ビルマ中部で合計450人の兵補を募集	—				出典：NAD 3879

日本占領期ビルマ・ピャーボン県における兵補動員

一連番号	種別	年月	記事	ピャーボン県				備考 (出典、内容、関連記事など)
				ピャーボン郡	ボーガレー郡	チャイラッ郡	デーダイエー郡	
6	○	43年12月	兵補募集を再開	—				出典：NAD 3879
7	●	44年1月	60人（カレン人含む）の兵補を募集。150人の志願者を集める。割当は右の通り	割当 30人	割当 45人	割当 45人	割当 30人	出典：NAD 3879。 「ピャーボン県における第2回募集」とあり。
8	●	44年1月	兵補合格者リスト	28人 中18人	32人 中23人	37人 中21人	15人 中9人	出典：NAD 3879。 112人中71人合格。一連番号7の募兵結果。
9	○	44年2～3月	改訂版「兵補規程施行細則」ほか兵補制度にかんする規程	—				出典：NAD 3879。 Heiho Examination Boardの設置、ビルマ地方当局に対する協力要請など。
10	●	44年3月	ビルマ人220人、カレン人95人の兵補志願者を集める。割当は右の通り（ビルマ人／カレン人）。	割当 50 / 15人	割当 60 / 25人	割当 60 / 30人	割当 50 / 25人	出典：NAD 3879
11	●	44年4月？	100人のカレン人兵補志願者募集。割当は右の通り。	割当 11人	割当 32人	割当 13人	割当 44人	出典：NAD 3879
12	●	44年4月	ビルマ人兵補の合格者数とリスト	178人中124人合格 (54人不合格)				出典：NAD 3879。一連番号10の募兵結果。チャイラッ郡長は県知事へあてた文書のなかで「兵補26人を派遣する。不合格者はチャイラッ郡の労務者集団に編入する」と記す。

一連 番号	種 別	年月	記 事	ピャーボン県				備考 (出典、内容、関連記 事など)
				ピャ ーボ ン郡	ボー ガレ ー郡	チャ イラ ッ郡	デー ダイ エー 郡	
13	●	44年 4月	カレン人兵補の合格者 数とリスト	58人中53人合格 (5人不合格)				出典：NAD 3879。一 連番号10の募兵結果。
14	※	44年 6月	全国でビルマ国民軍の 新兵を募集。	—				出典：NAD 3878
15	※	44年 8月	8～10月、全国でビル マ国民軍の新兵1万人 を募集。	全県で300人（ビルマ 150+カレン150）の新 兵を募集する計画				出典：NAD 3878。10 月下旬、検査に合格し た122人がラングーン へ送られた。
16	●	44年 9月	「ラングーン兵補」の 候補者385人をラン グーンへ送致。	—				出典：NAD 3879。一 連番号17参照。
17	●	44年 11月	「ラングーン兵補」600 人を募集。割当は右の 通り。	割当 125人	割当 175人	割当 175人	割当 125人	出典：NAD 3879。一 連番号16参照。日本側 からの当初要求は700 人だったが、逃亡者が 続出したため、日本側 の要請によって、追加 募集となった。
18	●	44年 11月	「ピャーボン兵補」180 人を募集。割当は右の 通り。	割当 80人	割当 100人	割当 100人	割当 80人	出典：NAD 3879。 チャイラッにおいて4 か月訓練の後、県内で 防衛任務にあたる。
19	●	44年 12月	「ピャーボン兵補」志 願者300人をさらに募 集。割当は右の通り。	割当 65人	割当 85人	割当 85人	割当 65人	出典：NAD 3879。す でに118人集められて いるが、これに300人 追加。

▲ = 泰緬鉄道建設奉仕隊募集 ● = 兵補 ※ = ビルマ国民軍募兵 ○ = 他の記事

注

- 1 ミャンマーの団体Assistance Association for Political Prisoners (BURMA)のウェブサイト (<https://aappb.org/>) による (2023年12月13日閲覧)。軍部の暴力が、ミャンマー西部、バングラデシュとの国境地域におもに居住する、ロヒンギャの人びとにむけられたこと (2017年など) も記憶に新しい。
- 2 武島良成「太平洋戦争と東南アジア占領—研究の現状とこれから—」『日本史研究』718号、2022年、60～61ページ。
- 3 同上論文、61ページ。小稿は、この論考をふくむ武島氏の一連の日本占領期研究に触発されたものである。
- 4 以下、もっぱら歴史的な問題をあつかうため、一部をのぞいて歴史用語としてビルマを用いる。
- 5 兵補の任務がつねに補助的なものであったわけではなく、なかには実戦部隊の一員として前線に配置された者もいた。東南アジアの兵補の説明としては、インドネシアの事例にもとづく、Peter Post et al eds., *The Encyclopedia of Indonesia in the Pacific War*, Leiden, Brill, 2010, pp. 505–507参照。
- 6 これには、兵補の出願資格、出願や選抜の手順、入隊後の俸給や待遇、除隊などについての規程がもりこまれている。一例をあげると、兵補には軍服、食事、宿舎、その他の必要物資が与えられ、日本人兵士と同等に扱われるとされている。給与や諸手当も、階級や服務実績に応じて支払われるとする。太田弘毅「陸軍南方占領地の兵補制度—『兵補規定〔ママ〕施行細則』を中心に—」『政治経済史学』、152号、1979年、14～24ページ、153号、1979年、13～23ページ。太田は、日本側基礎資料にもとづいて兵補制度の詳細を論じている。なお、上掲論文の副題には「兵補規定」とあるが、本文では一貫して「規程」が用いられていることから、小稿では後者を採っている。
- 7 Kei Nemoto ed., *Reconsidering the Japanese Military Occupation in Burma (1942–45)*, Tokyo, Institute for the Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies, 2007, pp. 95–112.
- 8 Kaori Maekawa, “The Heiho during the Japanese Occupation of Indonesia,” in *Asian Labor in the Wartime Japanese Empire: Unknown Histories*, ed. by Paul H. Kratoska, Singapore, Singapore University Press,

2006を参照。前川佳遠理は、べつの日本語論文において、軍事力としての兵補像を中心にすえて、インドネシアにおける兵補制度の展開を叙述している。同「日本占領期インドネシアにおける現地人兵士たち—兵補制度の展開とその経験の受容—」『上智アジア学』、15号、1997年、181～217ページ参照。他方、倉沢愛子や後藤乾一は、日本語著書で、兵補が労務者と同等とみなされていたのではないかとしている。倉沢愛子『日本占領下のジャワ農村の変容』（草思社、1992年）、230ページ。後藤乾一『日本占領期インドネシア研究』（龍溪書舎、1994年）、96～97ページ。

- 9 Dorothy Guyot, "The Political Impact of the Japanese Occupation of Burma," Ph.D. dissertation, Yale University, 1966, p. 275.
- 10 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』（吉川弘文館、1967年）、251ページ。
- 11 Guyot, 前掲論文、277～78ページ。
- 12 ビャーボン県の事例とは直接関係しないが、日本にも防衛研究所史料室などに兵補関連の文書が残されており、日本軍部隊と兵補の行動をたどるうえで有益な情報源となっている。また、ミャンマーには国軍が管轄する文書館（Defence Services Museum and Historical Research Institute）も存在するが、筆者は同館での資料調査はおこなっていない。
- 13 *Greater Asia* には、“A Clarion-Call to the Youth of Burma, Enlist Yourself in the Imperial Army as ‘Heiho,’ Creation of a New Organization,” 1943年4月25日、“Youth of Burma, Behold ! Cultivate Nippon’s Spirit by Joining ‘Heiho,’” 1943年5月2日などの記事が掲載された。
- 14 筆者は兵補募集に関する数枚の宣伝ビラを入手した。そのうち、「若者たちよ、「兵補」部隊へ入隊しよう」は、1943年8月の「独立」直前のものであると思われるもので、日本軍に入隊し、指導、訓練を受けることが、独立後の国家建設を担うビルマの若者にとって有益であるとうたっている。
- 15 *Greater Asia*, 1943年5月2日。
- 16 同上記事。
- 17 1943年8月に、バモーを首班として「独立」したが、日本にたいする戦争協力を定めた「日本国ビルマ国間軍事秘密協定」の存在など、ビルマ側の主権が制限されていた。
- 18 ミャンマー国立公文書館（NAD : National Archives Department, Yangon）所蔵文書、請求番号3879（以下、同館所蔵文書を示す場合には、NAD 3879

のように略記する)。1943年の「兵補規程施行細則」では、志願者の年齢は18歳から30歳とされている。同様に、*Greater Asia*をみると、1943年4月25日、同年5月2日の兵補関係記事に、志願者の年齢は18歳から30歳までとある。改訂版「細則」における志願者年齢の引き下げは、後述するような募兵の困難が関係していたのかもしれない。しかし、ビルマ側文書を見ると、募兵にあたったビルマ人行政官は、改訂版「細則」の段階になっても、18歳から30歳までの青年を募兵対象としていたことがわかる。

- 19 NAD 3879. 必要に応じて学力検査も課された。
- 20 NAD 3879. 能力主義が兵補に適用されるたてまえになっていたことを意味している。
- 21 *Imperial Gazetteer of India, Provincial Series, Burma*, vol. 1, Calcutta, Superintendent of Government Printing, 1908, pp. 346-348. エスニシティの面では、ビルマ人だけでなく、カレン人の数も多かった。カレン人は前植民地期からデルタ地域での居住をはじめていた。なお、ピャーボン県が県として行政的に編成されたのは1903年である。
- 22 ビルマ方面軍『緬甸軍政史』（陸軍省印刷、1943年）、3ページ。
- 23 1943年12月、バモー政権はイギリス統治下で用いられてきたDeputy Commissioner（ビルマ語ではアイエーパイン*ayei paing*）を、District Commissioner（カヤイン・ウン*hkayaing wun*）と改称した。Guyot、前掲論文、224ページ。太田常蔵、前掲書、567ページ。小稿では、検討対象とした文書のほとんどに、District Commissionerが使用されているので、これを県知事と訳して用いている。
- 24 NAD 3900によると、村落レベルでは、この時期の政治組織も募兵に関わっていたらしいことがうかがえる。1944年3月、「われらのビルマ協会」（*Do Bama Asi Ayon*）ピャーボン支部（以下、協会とする）は、県知事にたいし、つぎのような意見書を送付している。兵補を含む動員業務が、同協会メンバーの協力なしには成功しないこと、兵補募集に関しては、「協会」の村落リーダー（*kyei ywa hkaung hsaung*）が、管轄している地区で基金を募って村長に託し、村長はこの基金によって兵補志願者に食事を与え、兵営までの旅費をまかなえること、である。この意見書は、「協会」ピャーボン支部が、動員業務に協力的な村長を報奨する計画があるとの新聞記事をみて、「協会」メンバーも功労があるのだから、報奨の対象にしてほしいと訴えたものである。

- 25 NAD 3879。
- 26 ビルマ方面軍、前掲書、62～72ページ。この文献にはビルマ全土で72,000人が鉄道建設に動員されたと記されている。なお、泰緬鉄道にかかわる動員は開通以後もつづいた。武島良成「泰緬鉄道へのビルマ人建設奉仕隊（レヨン・タツ）の動員―開通後を中心に―」『京都教育大学紀要』140号、2022年、1～15ページ。
- 27 日本軍にたいし、労務関係の協力をおこなう戦争協力第一委員会を所管する閣僚。
- 28 NAD 3879。この文書には「ピャーボン県における第2回募集」との記載がある。日本側担当者はプローム駐屯の軍人で、募兵対象となったのは、プローム、サンドウエー、ヘンザダ、マウービン、バセイン、ピャーボン、ミヤウンミヤ、タラワディーの各県であった。
- 29 郡ごとにカレン人青年の名簿も作成された。「ピャーボン郡における18歳以上のカレン人男子人口」およびその他のリストによれば、県内には約5,800人の成人男子のカレン人がいたことがわかる。
- 30 NAD 3879。この文書には、各郡からの志願者を記した詳細なリストが含まれている。例えば、「ピャーボン県から派遣された兵補部隊の新兵を示す一覧表」には、新兵の名前、年齢、父親の名前、居住地（村の名前）、配偶者（未婚の場合は近親者）の名前という項目がある。検査合格者には、チェックマークが付されているところから、もともとは志願者名簿として作成されたのであろう。
- 31 NAD 3878。124人という数字は、8～10月の募兵時のものである。このときの募兵活動については、内務省からの通達文書（1944年8月18日付）や県知事の覚え書きとみられる文書（1944年9月13日付）によって、その一端が知られる。前者によれば、1）政府レベルで募兵のための組織（*sittha suhsaungyei ahpwe*）が組織され、2）ビルマ人、カレン人、シャン人を含む合計1万人の新兵を募集する、3）BNAから派遣された募兵担当者が、地方に設置される募兵組織と協力して新兵募集にあたる、とする。後者によれば、ピャーボン県には、9月にBNAの募兵担当者が訪れた。それに先立って、県レベルの募兵組織、移動募兵隊、志願者受け入れ委員会、カレン人募兵隊が設置されている。全県で300人の新兵を募集せよとの要請があり、県として、ビルマ人150人、カレン人150人をリクルートすることになった。検査を経て合格した者は、10月下旬にラングーンへ送られた。6月の募集に

つについては、1944年5月に内務省から通達が発せられている。それによると、6月1日～6月30日までの間、中南部の各地で募兵活動がおこなわれるとする。ピャーボンも募兵対象地になっていたが、募兵結果の記録は見当たらない。

32 NAD 3878。

33 NAD 3878。「マハー・バマー」とは、バモーによって1944年8月に設立されたマハー・バマー・アスィー・アヨンという翼賛組織のこと。*Greater Asia*, 1944年8月22日。Jan Bečka, *Historical Dictionary of Myanmar*, Metuchen, N.J., The Scarecrow Press, 1995, p. 129.

34 NAD 3878。この文書では、村長にたいし、今回の募兵がランゲーン兵補とは異なるものであることを認識するようもとめてもいる。

35 NAD 3878。

36 NAD 3878。

37 NAD 3878。11月28日に開催された会議での決定。町の住人にも、従来よりも重い負担が課せられることになった。

38 今回検討した文書に限っては、強制的動員などの事例は見出せなかったが、県幹部からの通達や働きかけが、実際の募兵現場にどの程度及んだのかについても検討する必要がある。

39 ピャーボン県が主要な米作地帯であったことから、農業省関連の文書に、労働力不足に注意を促す報告をみることはできる。例えば、NAD 6052によると、農業省は戦時動員にともなうピャーボン県の労働力不足をとりあげ、県知事に収穫に遅れの出ないようにもめている。

40 NAD 3879。12月29日付の文書には、ピャーボンの兵補訓練所からの逃亡者56名の詳細なリストが付されている。

41 NAD 3879。

42 NAD 3879。

43 NAD 3879。

44 日本占領期の村長は、内務省の同意を得て県知事が任命した。村長の収入源としては、村民からの徴税手数料があげられるが、戦時中はその減少が問題化していた。兵補以外にも、日本側の要請に応じて人力、物資を調達する任にあって村長の負担は増大しており、NAD 3900によれば「村長の収入が減少しているのは遺憾なことである。村長の実入りを、何らかのプログラムによって増やすような措置を講じる必要がある」（1944年6月）と行政側が認識していたことがわかる。

- 45 ビルマ側（バモー政権）による日本側への抵抗については、武島、根本が具体的に紹介している。武島良成『「大東亜共栄圏」の「独立」ビルマ—日緬の政治的攻防と住民の戦争被害—』（ミネルヴァ書房、2020年）、第一部、根本敬『抵抗と協力のはざま—近代ビルマ史のなかのイギリスと日本—』（岩波書店、2010年）、67～75ページなど参照。なお小稿は、兵補動員に限定して論じているため、ビルマの地方行政における、ビルマ側と日本側（日本軍）との確執について、一定の見通しを得るにはいたっていない。